

平成26年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

平成26年11月28日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：相模総合補給廠共同使用区域(10ha)整備事業
- (2) 事業所管局：教育局

2 評価の時期(予定)

- (1) 自己評価調書作成：平成26年11月
- (2) 局内評価会議：平成26年12月
- (3) 市民意見聴取：平成27年3月～4月
- (4) 対応方針の決定：平成27年4月
- (5) 対応方針の公表：平成27年4月

3 評価の視点(案)

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">・公共が担う必要性はあるか・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・整備手法は妥当か・事業規模は妥当か・整備箇所は妥当か
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none">・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none">・事業の有用性が認められるか・課題解決のための有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none">・コストは適切か・事業の採算性はあるか
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (2) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (3) 事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価調書、市民意見、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

企画財政局 企画部 経営監理課

042 (769) 9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

教育局 生涯学習部 スポーツ課

042 (769) 8288

sports@city.sagamihara.kanagawa.jp